

2022年度 河川技術者資格
【 河川管理技術者講習(更新講習) 】

【仙台会場】

受講日	2022年11月3日(木・祝) 13:20~16:30
開場時刻	13時00分
会場名	(一社)東北地域づくり協会 3階「会議室」
会場住所	〒980-0871 宮城県仙台市青葉区八幡1丁目4-16
会場アクセス	https://www.tohokuck.jp/contents/organization/index.html?no=5
注意事項	違法駐車厳禁。公共交通機関をご利用ください。 受講室内での飲食は禁止。 喫煙は指定の喫煙場所をお願いします。 受講室以外の入室禁止。 マスクの着用を徹底してください。

■スケジュール■

No.	時間	項目
	13:10~	講習会の進め方および注意事項の説明
1	13:20 ~ 13:30 (10分)	あいさつ(資格の背景・意義・活用・期待等)
2	13:30 ~ 15:20 (110分)	グループ討議(テーマは別紙参照)
3	15:20 ~ 15:30 (10分)	休憩
4	15:30 ~ 16:30 (60分)	講演 『河川堤防の安全性の確保について』(仮)

更新講習会内容（グループ討議テーマ、設問）

開催地 仙台

討議テーマ 河道掘削後の維持管理について

設問

「背景・課題」

流域治水プロジェクトでは、東北管内各河川とも河道掘削事業が計画され、国土強靱化5カ年加速化対策において概ねその延長は90km、掘削量は800万m³（検討値含む）となっている。

一方、河道掘削後、直接的に河道の流下能力に影響を及ぼす河道の再堆積や樹木の再繁茂については十分な知見に乏しく、効率的な河道の維持管理を行う上で課題となっている。

このような背景、課題から以下の設問についてとりまとめてください。

「設問（基本）」

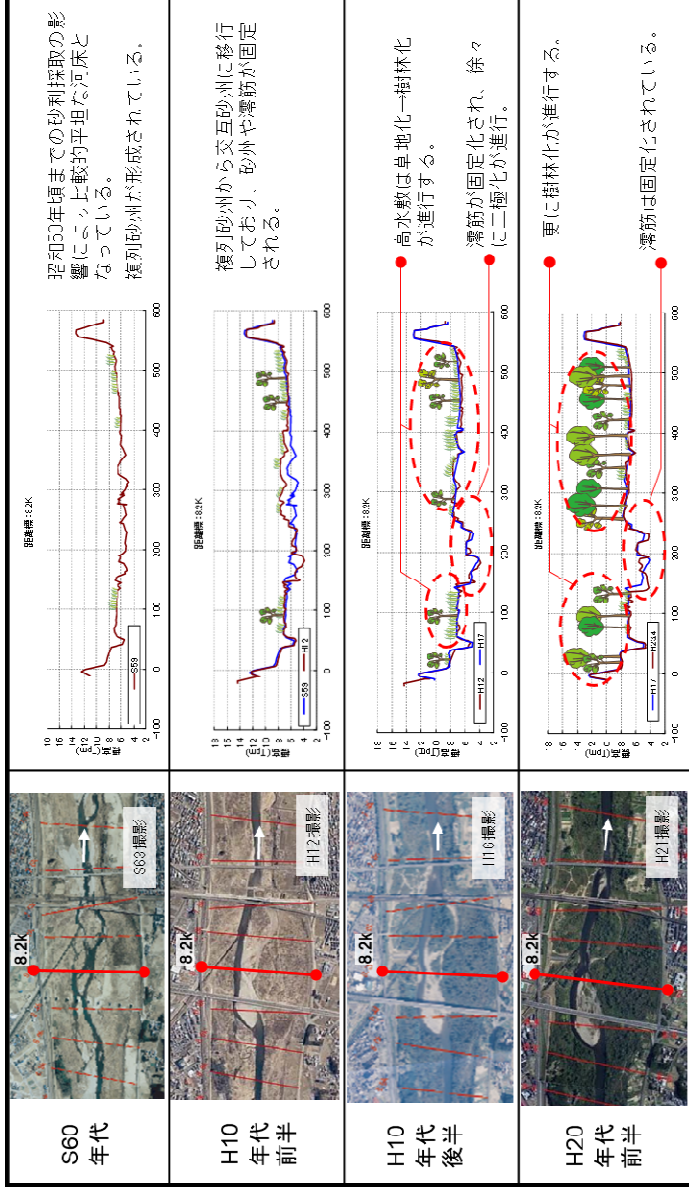
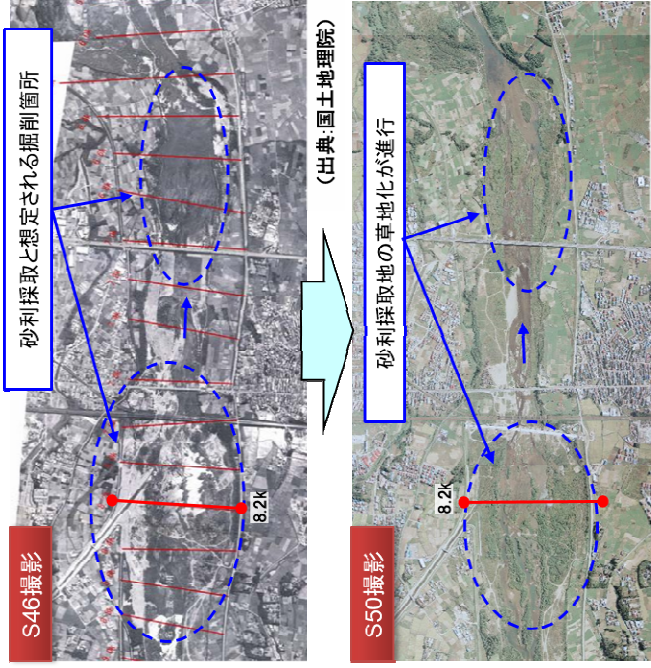
- (1) 河道掘削は平水位を掘削高として、堤防防護ラインを限界として掘削断面を設定しているが、平常時及び洪水時における河道の土砂堆積が生じる要因について述べよ。
- (2) 河道掘削に伴い樹木が伐採される場合があるが、その後の樹木再繁茂が生じる要因について述べよ。
- (3) 河道の掘削後の再堆積や再繁茂する樹木について、効率的な維持管理を行う上で必要なモニタリング手法や検討事項について述べよ。

「設問に関する図表等」

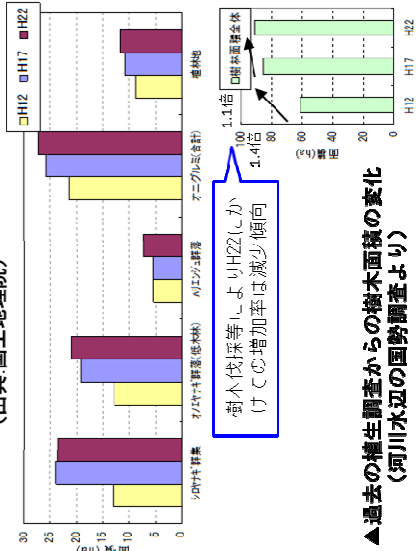
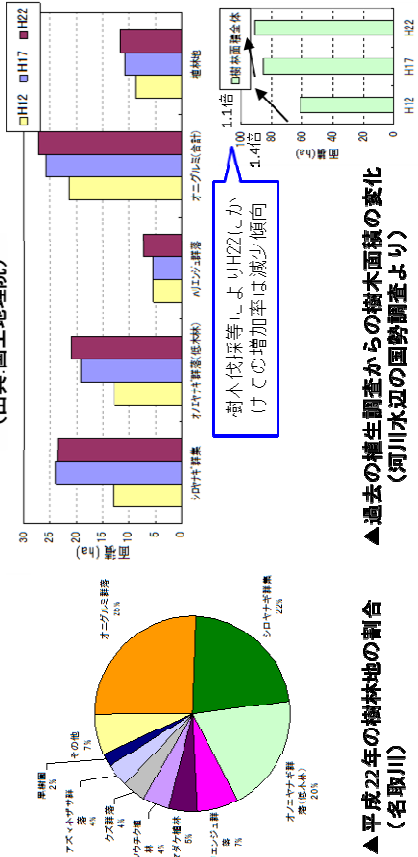
名取川の河道変遷と樹林化の進行

- 昭和40年代の空中写真をみると砂利採取と思われ水面の広い掘削箇所が広がり、その後、草地化→樹林化が進行している。
- 河道(低水路)の変遷を見ると、砂利採取後に滞筋が固定化し始め、低水路と高水敷の二極化が進行し、特に広瀬川合流点上流部について砂利採取箇所を中心に樹林化が拡大している。
- 名取川の樹木は、シロヤナギ・オノエヤナギ等のヤナギと、オニグルミが多く、ハリエンジュは比較的少ない。
- 水辺の国勢調査結果(植生調査)からも樹木面積が増加傾向にあるが、樹木伐採等により平成17～22年にかけては面積増加率は若干低下している。

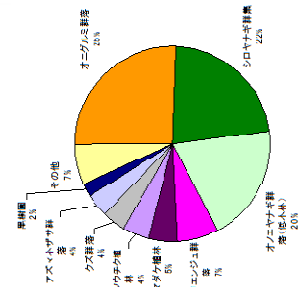
河道の変遷と砂利採取と樹林化の関係



▲8.2km付近の河道の変遷



▲平成22年の樹林地の割合 (名取川)



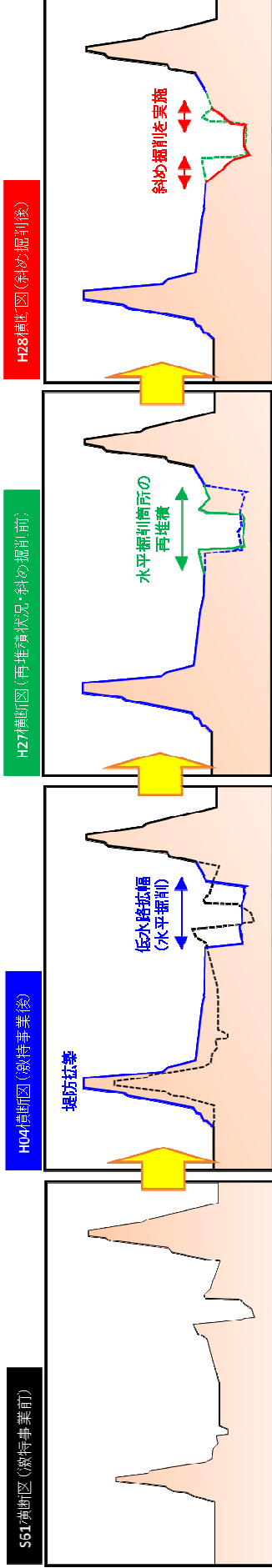
▲過去からの滞筋の変遷重ね図

吉田川における再堆積抑制対策（斜め掘削）

鳴瀬川水系

- 吉田川では、S61洪水の発生後にも河道掘削（水平掘削）を行ってきたが、多くの区間で再堆積が発生していることを受け「斜め掘削」を対策の方針とすることで議論。
- H27年関東・東北豪雨後、吉田川中流部の河道掘削を斜め掘削にて実施し、その効果を確認するためのモニタリングを実施中

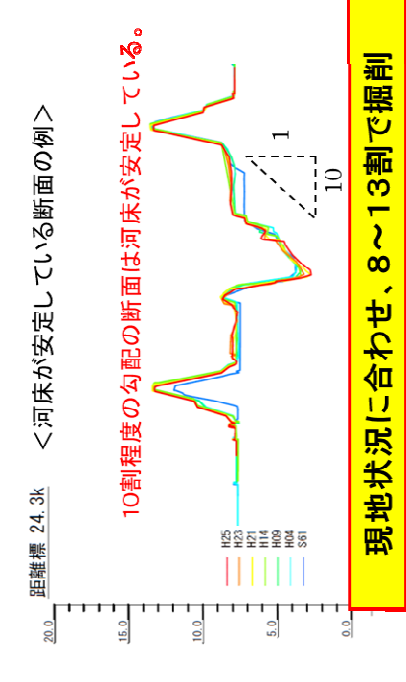
吉田川の河道掘削と再堆積の状況



- 昭和61年8月洪水の発生
- 吉田川で4箇所での堤防決壊が発生
- 激特事業（S61～H2）で堤防拡張・河道掘削（水平掘削）による低水路拡幅を実施。
- 平成27年9月関東・東北豪雨が発生
- 吉田川で越水・溢水が発生
- 河道掘削を実施。再堆積抑制をのため、流速の変化が小さくなるように斜め掘削を検討。
- 激特事業後、水平掘削を実施した箇所に再堆積が発生・進行。
- 要因としては、河道掘削により流速が低下し、掃流力が低下したことからと推察。

斜め掘削の実施内容・モニタリング箇所

- ・昭和61年洪水後の激特事業やそれ以降も掘削が行われてきたが、**低水路拡幅した断面の多くは再堆積の傾向**があり、再堆積抑止を目的とした掘削形状の検討を行った。
- ・横断方向で見ると河床が緩勾配となっている断面を河口部～三川上流部の区間で抽出(全断面確認)
- ・15割～20割程度の断面では、経年的にみて河床が安定している断面と変動が大きい断面がある。
- ・**8割～13割程度の断面では、経年的にみて河床が安定している傾向があったことから、現地状況に合わせて横断方向に8割～13割の勾配の斜め掘削を実施。**
- ・**再堆積抑制効果確認のため、モニタリングを実施していく。**



現地状況に合わせて、8～13割で掘削



重点箇所は、S61洪水後に河道掘削を行った区間のうち、再堆積が顕著に見られた3箇所を選定

【持ち物】

- ・受講票（受講番号お知らせメールを印刷してご持参ください）
 - ※ 受講票（受講番号お知らせメール）は郵送ではなく、「REE system」に登録したメールアドレス宛に10月初旬に送信します。
- ・筆記用具
- ・グループ討議の「解答案報告」 15部
- ・本人確認書類（必ずご持参ください）

※ 本人確認書類として、(ア) か (イ) いずれかの証明書での本人確認が必要となります。
(ア) の顔写真付きの証明書の場合は、1点の提示による本人確認を行います。
(ア) の証明書が用意できない方については、(イ) の証明書の2点の組み合わせを提示することで本人確認とします。

(ア) 1点で確認可能な顔写真付きの証明書

パスポート、運転免許証、学生証（写真付き）、社員証（写真付き）
住民基本台帳カード（写真付き）、マイナンバーカード
その他公的機関が発行する写真付き証明書

(イ) 2点の組み合わせで確認可能な証明書

学生証（写真無し）、社員証（写真無し）、クレジットカード（自筆署名付き）
公立図書館・施設利用者カード（自筆署名付き）、健康保険証（カード）、住民票
その他公的機関が発行する証明書

【各会場共通の注意事項】

1. 受講会場の変更はできません。
2. 受講料は如何なる場合も返金できかねます。また、次回以降の講習会の受講料に充当することもできません。
3. 一部の会場を除いて受講者用の駐車場はありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
4. 開始時刻の20分前より受付を行います。
5. 開会前に講習会の進め方および注意事項についての説明がありますので、開始10分前にご着席ください。
6. 受講票を忘れた場合、上記の本人確認書類により本人であることが確認できた場合に限り受講できます。
7. 遅刻した場合も受講できますが、開始時刻を20分以上遅れた場合や早退等により20分以上退席した場合には講義の欠席とみなし、講習の修了は認められません。
8. 遅刻・欠席をする場合の連絡は不要です。
9. 途中退室は一切できません（トイレ、急病は除く）。
10. 録音・録画・写真撮影は禁止します。

- 1 1. 会場では運営スタッフの指示に従ってください。指示に従わない場合や迷惑行為等があった場合は、その場で退室していただきます。
- 1 2. 宿泊、飲み物等は、各自でご準備ください。
- 1 3. 喫煙は指定の場所をお願いします。
- 1 4. ゴミは各自お持ち帰りください。

■新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する対応とお願い■

各会場においては、感染防止対策として3密を避ける対策「室内の換気、座席間隔の確保、マスクの着用、入退場時の間隔等」や感染拡大を避ける対策「入場前の手指の消毒、当日体温の検温（体調不良者の入場制限）等」が行われています。

受講される皆さまにおいても、安全対策として当日の検温、入場前の手指の消毒、会場内でのマスクの着用等、ご協力をお願いいたします。

1. 講習会当日は検温、手洗い・うがい、マスクの着用など、各自で感染拡大防止対策に十分ご留意ください。
2. マスクはご自身でご用意ください。会場での配付はありません。
なお、本人確認のために、一時的にマスクを外していただく場合があります。
3. 受講中に体調不良となった場合は、直ちにその旨を運営スタッフにお申し出ください。
4. 感染拡大防止の観点から、受講中、発熱や咳が激しい等の症状が見られる場合は、皆さまの安全に配慮し、受講の中止をお願いすることになります。
5. 感染拡大防止対策のため、ごみ箱を使用できない会場がありますので、当日のゴミは各自でお持ち帰りください。
6. その他、各会場のコロナ対策にご協力ください。

※ 当日の体温が 37.5 度以上の場合、マスク未着用の場合は、受講者の感染防止の観点から入場をお断りする場合がございますのでご注意ください。

※ 万が一感染が発生した場合は、保健所等公的機関に氏名・連絡先等の情報を提供することがありますのでご了承ください。

【受講証明書】

- ・ 講習会終了後、受講証明書を配付いたします。
- ・ 受講証明書は、資格登録の更新手続きの際に添付してください（提出は必須・コピー可）。
なお、当証明書は、CPD 単位取得の受講証明も兼ねます。

★ 河川教育機構認定 CPD 単位：12.0 単位（3.0 単位（180 分）×4 倍）

（注）CPD 協議会の構成団体の CPD プログラム認定は受けていません

資格登録更新手続きについて

(HPにて6/30公表の資料を再掲)

[更新手続きの受付期間] 10月1日～12月31日を基本とし、2023年3月31日(消印有効)まで

※ 2022/9/30 以前および 2023/4/1 以降は受理できませんのでご注意ください。

- ・ 資格登録の更新手続きについては、「登録（登録更新）の手引き」p.13～をご参照ください。
- ・ 更新に必要な CPD 単位の取得および単位の証明方法については、「CPD 制度の概要」を必ずご一読ください。

「登録（登録更新）の手引き」 http://www.ree.or.jp/outline/registration_guidance.pdf

「CPD 制度の概要」 http://www.ree.or.jp/outline/cpd_guidance.pdf

「CPD 早わかり」 http://www.ree.or.jp/program/cpd_hayawakari.pdf

[CPD 単位の証明方法別の必要書類] ※ 以下のページ番号は、「CPD 制度の概要」のページです

① CPD協議会の構成団体発行の証明書による証明 (p.7) ※ 各団体加入者のみ利用可
・ CPD 協議会の構成団体の公印のある証明書、明細書 (*1) (注) 構成団体の証明書とは講習会等の受講時に配付される受講証明書とは別のものです。
・ (様式 b) 換算計算書
② 個人申告による証明 (p.9)
・ (様式 d) 継続学習経歴書 (添付書類: 受講証明書 (*2) ほか p.9, p.19～参照)
・ (様式 e) 業務経歴書 (添付書類: 契約書のコピーほか p.9, (様式 e) の備考を参照)
・ (様式 c) CPD 単位取得報告書
③ ①と②の併用による証明 (p.9)
・ 上記の①+②

※ ①～③ 共通の必要書類: (様式 a) 資格登録更新申請書, 更新講習の受講証明書

※ 各種様式は最新版をご利用ください。ホームページからダウンロードできます。

[特にご留意いただきたい点]

- ・ 資格更新に必要な CPD 単位数は、対象期間 [資格登録日 (現登録証に記載の登録年月日) ～更新申請日 (更新手続きの際の申請日)] で決まり、この期間の CPD 単位が有効です。それ以前に参加した講習会等のプログラム単位、従事した業務期間 (様式 e: 業務経歴書) は含むことはできません。必要な単位数は、「CPD 制度の概要」p.3 の表でご確認ください。
- ・ CPD 協議会の構成団体の証明書の期間に**対象期間外も含まれる場合は、除外する単位数がわかるよう印をつけた明細書を添付してください。**(*1) *主な CPD 構成団体の証明書、明細書は p.6 を参照
- ・ (様式 e) 業務経歴書の証明者印は省略できますが、CPD 協議会の構成団体の証明書の公印は必要です。
- ・ 個人申告による場合 ((様式 d) (様式 e) 利用の場合)、**[CPD 単位として認められる実施内容]** は p.9 の赤字を参照してください。それ以外は認められません。
- ・ **受講証明書は氏名・所属・開催時間等、必要事項が空欄の場合は無効になります。**(*2)
- ・ 河川教育機構認定プログラムの受講証明書の CPD 単位は、すでに 4 倍になっています。